

群馬県警察

一定の病気等を理由に免許を取り消された場合の免許の再取得について

【令和4年2月改定】

平成26年6月1日から道路交通法の一部改正により、「一定の病気」に該当することを理由として免許の取消しを受けた方が、取消日から3年以内に病状が回復した場合は、「学科試験免除・技能試験免除」で免許の再取得ができるようになりました。ただし、

- 免許申請時や更新時に提出した質問票に虚偽の回答をした方
- 一定の病気に関連することを理由として免許の取消しを受けたため、違反行為等を理由とする免許の取消しを受けなかった方（例えば、病気で取消処分を受けたが、交通事故による取消処分にも該当していた場合等）
- 初心運転者で、再試験を受けるべきであったにもかかわらず、一定の病気に関連することを理由として免許の取消しを受けたため、再試験を受験しなかった方は、免許の再取得はできません。

※ 病気等の症状が回復したことを証明する診断書等が必要となりますので、事前に運転免許課適性検査係（#8080、平日の8時30分から午後5時15分）に相談してください。

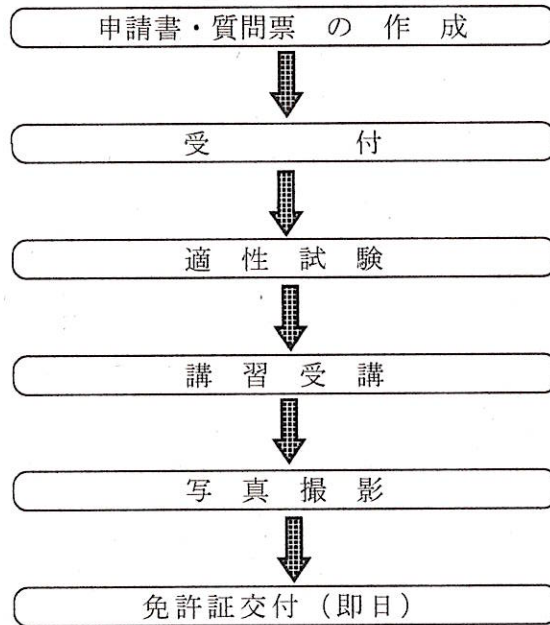
| | |
|------|----------------------------|
| 受付時間 | 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始の休日を除く。） |
| | 午後1時～午後1時30分 |
| 受付窓口 | 群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口 |

| | |
|-------|---|
| 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none">○ 運転免許申請書（窓口で配布）及び質問票（記載台に備置き）○ 診断書等（病気等の症状が回復したことを証明するもの）○ <u>本籍記載のある住民票の写し（コピー不可）1通</u><ul style="list-style-type: none">① マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票の写し（コピー不可）を提出② 外国人の方は、国籍等全部記載（個人番号のみ未記載）のもの、在留カード（要コピー）及びパスポート（旅券）③ 「住民票の写し」とは、市役所、役場等から発行されたもので、それを複写（コピー）したものではありません。○ 現に運転免許証を受けていない方は、健康保険の被保険者証、個人番号カード、パスポート（旅券）等の有効なもので、申請者が本人であることを確認するに足りるもの○ 申請書用写真1枚 縦3cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 無帽、正面、上三分身、無背景○ 70歳以上の方は、高齢者講習終了証明書（事前に、県下指定自動車教習所における高齢者講習の受講が必要となります。） |
|-------|---|

| 手 数 料 | |
|-------|---------------------------------------|
| 受験手数料 | 全免種 1,900円 |
| 交付手数料 | 2,050円 |
| 併記手数料 | 一免種増えるごとに200円加算 |
| 講習手数料 | 優良運転者500円 一般運転者800円 違反運転者・初回更新者1,350円 |

手続の順序

※ 免許証交付まで外出できません。



※ 免許証の交付は、講習終了後となります。

問合せ先 運転免許課(適性検査係) #8080 (平日の午前8時30分~午後5時15分まで)

(学科試験係) 027 - 253 - 9300